

【記入例】伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採を行う森林が所在する市町村に提出

岐阜市長 様

伐採及び伐採後の造林の届出書

提出日は伐採開始の30～90日前

平成30年9月1日

住所 ○○市○○町1-2-3

届出人 森林 太郎 印

・届出人は、森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者

・法人の場合は法人登記印、個人の場合は認印（ただし、個人で自書の場合は押印省略可）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定より届け出ます。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載（多数ある場合は別紙として一覧を添付）

1 森林の所在場所

岐阜市	大字	字	地番
-----	----	---	----

2 伐採の計画

伐採面積	0.50 ha	全ての地番の合計面積を記載 小数点以下2位まで記載(3位以下四捨五入)		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐) ・間伐	伐採率	100 %	
伐採樹種	すぎ	伐採する森林が異齢林の場合、 「最も多い立木の林齢(最低林齢～最高林齢)」と記載		
伐採齢	45(50～60)			
伐採の期間	平成30年11月1日～平成31年3月1日			

すぎ、ひのき、まつ、からまつ、その他針葉樹、ぶな、その他広葉樹
上記いずれかで記載

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

伐採の期間が複数年度にまたがる場合は、伐採の計画を、年次別に記載する

造林面積 (A + B + C + D)	-	ha
人工造林による面積 (A + B)	-	ha
植栽による面積 (A)	-	ha
人工播種による面積 (B)	-	ha
天然更新による面積 (C + D)	-	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	-	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 () ・なし	
天然下種更新による面積 (D)	-	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 () ・なし	

記載不要

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間

(2) 造林の方法別の造林の計画

人工造林、天然更新は記載不要。5年後において適確な更新がなされていない場合のみ記載

	造林の期	林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	-	-	-	-
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	-	-	-	-
5年後において適確な更新がなされない場合	平成36年4月1日 ～ 平成38年3月31日	その他広葉樹	0.50ha	1500本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

記載必須

宅地造成

岐阜市森林整備計画に基づき、更新本数が概ね 3000 本/ha 以上である必要があります。
(例)3000 本/ha×0.50ha=1500 本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に不足する本数を植栽する必要があります。

4 備考

林小班：○-△-□、●-▲-■、・・・
土砂災害特別警戒区域、・・・
確認通知書の希望の有無 (有・無)

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提示
- 伐採をする者と伐採後の造林をする場合にあつては、当該伐採をするること。
- 氏名を自署する場合においては、
- 森林の所在場所ごとに記載する
- 面積は、小数第2位まで記載し、
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ、ぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

- ・ 伐採箇所の林小班番号を記載(ぎふふおれナビ等で確認)
- ・ 他法令の規制について記載
- ・ 確認通知書の発行希望の有無を記載